



## パブリックコメント:提出内容の確認

意見の入力 → 内容の確認 → 提出完了

注意事項

- ・意見提出締切日を過ぎた場合は、意見を提出できませんので、ご注意ください。
- ・ブラウザの「戻る」ボタンはご使用になれません。画面下部に「戻る」ボタンがありますので、こちらのボタンをご使用ください。

案件番号	185000692
案件名	権利者不明の場合の裁定制度における権利者検索のための「相当な努力」の見直し(平成21年文化庁告示第26号の一部改正)に関するパブリックコメント(意見公募手続)の実施
所管府省・部局名等	文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室管理係
意見・情報受付開始日	2014年05月19日
意見・情報受付締切日	2014年06月17日 ▲本日意見提出の締切日です。受付の締切時間にご注意ください。 受付の締切時間については意見公募要領等をご参照ください。

郵便番号	100-0004
住所	東京都千代田区大手町2-6-1
氏名	一般社団法人日本知的財産協会著作権委員会(委員長 藤野 忠)
連絡先電話番号	03-5205-3321
連絡先メールアドレス	fujino-t@jreast.co.jp

提出意見	<p>1)文化庁告示第26条の一部改正(案)の内容については、「相当な努力」に係る具体的な要件を緩和して、手続きの簡素化、迅速化を図り、権利者不明等著作物利用者の負担を軽減するものであり、支持できる。</p> <p>また、「力」の要件の緩和に関しては、(公社)著作権情報センターにおける公告掲載料の基本料金等が、現在30日単位の料金で設定されていることから、今回の告示改正に合わせた減額等の対応がなされるよう、働きかけをお願いしたい。</p> <p>2)一方で、会員企業からは、現在の裁定制度の手続に関し、申請主体を最終的な利用者に限定することなく、権利処理を代理する者にも広く申請が認められるようにすべき、という意見や、同一の権利不明等著作物を異なる用途で利用する場合に、2回目以降の調査・申請手続きを簡素化すべき、という意見が寄せられている。</p> <p>また、裁定手続に要する期間や、補償金額について事前の見通しが立ちにくく、商用目的での権利者不明等著作物の利用等に際して、裁定手続の利用を躊躇せざるを得ない、という意見もあるため、今回の見直しにとどまらず、裁定制度に係る手続きの負担をより軽減し、手続きの予測可能性をより高める方向での見直しを継続して進めていただきたい。</p> <p>加えて、從前から議論されている、孤児著作物の利用に関する問題についての抜本的な決策についても、引き続き検討をお願いしたい。</p>
------	---

■ 画像認証

いたずらによる機械的な意見提出を防ぐため、画像認証を行います。  
提出内容に問題のないことを確認のうえ、次の画像に表示されている数字を入力し「提出する」ボタンを押してください。

11725571